**免税軽油の使用にあたっての重要事項確認書**

１　免税軽油の購入及び使用の実績については、正確に報告し、報告期限までに受払簿を添付して報告書を提出しなければならない。

２　有効期限を経過した免税軽油使用者証及び免税証は、必ず返納しなければならない。

３　免税証を他人に譲り渡し、又は他人から譲り受けてはならない。

　　なお、免税証は、免税軽油の引取りと引換えに当該免税軽油の引取りを行った販売業者へ提出しなければならないことから、免税軽油使用者自らが免税証の管理及び保管を行わなければならない。

４　管轄県民局長の承認を受けることなく、免税軽油を他人に譲渡し、又は他人から譲り受けてはならない。

５　免税軽油を免税用途以外に消費した場合、又は他人に譲渡（無償を含む。）した場合（例：船舶等の登録免税機械の売却・貸与等）は、消費又は譲渡した日から30日以内に申告納付しなければならない。

６　免税軽油使用者証の記載内容に変更が生じた場合は、直ちに、免税軽油使用者証書換申請書を提出しなければならない。また、免税軽油使用者証交付申請時に届け出た事項に変更が生じた場合は、直ちに、その旨の届出をしなければならない。

７　免税に係る事業の廃止、許可等の取消又は免税に係る事業の許可書等の更新を受けた場合には、直ちに、免税軽油使用者証及び免税証の返納又は更新を受けた旨の届出をしなければならない。

８　免税軽油使用者が国税又は地方税の滞納処分を受け（免税軽油使用者が法人の場合は当該法人の役員を含む。）、その日から起算して二年を経過していない場合は、免税軽油使用者証及び免税証の交付を受けることができない。

上記の内容について説明を受け、確認しました。

　上記に一つでも反した場合は、免税軽油使用者証及び免税証の交付を受けることができなくなる場合又は返納を命じられる場合があるほか、刑罰の対象になり得ることを了解した上で、免税証の交付を受けます。

また、上記５に該当する場合は軽油引取税を申告納付します。

岡山県備前県民局長　殿

令和　　　年　　　月　　　日

免税軽油使用者番号　　　第　　　　　　　　　　号

氏名又は名称

住所又は所在地